

関係各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

令和 2 年度横浜市「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」  
福祉車両導入補助金について（通知）

平素より、横浜市の障害児福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、丁寧な手洗いや定期的な換気の励行等、対策に適切に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

さて、重症心身障害児等の放課後等の通所先を拡充することを目的とし、福祉車両の導入に伴う補助事業を実施しますので、通知します。

本補助は令和 3 年 4 月 1 日までに横浜市の指定を受けた事業所を対象にしており、年度内に交付決定等の手続きが必要なことから、申請期限が非常に短くなっています。お忙しいところ恐縮ですが、御理解、御協力をお願いいたします。

また、同様の事業について、令和 3 年度も予定しており、詳細が決まりましたら、改めて、ご連絡します。

## 1 助成内容

### (1) 対象事業所

以下の①、②両方に該当する法人が対象となります。いずれにも該当しない場合は対象となりません。

①「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」の指定を横浜市から受けた法人、または、令和 3 年 4 月 1 日までに受ける予定の法人

（一般の放課後等デイサービスや児童発達支援は対象外となります。）

②以下の事業のいずれかの運営実績を、交付申請日時点で 6 か月以上有する法人。

ア 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業のうち、「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」

イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院、診療所

ウ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に規定する訪問看護事業者

エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する医療型障害児入所施設

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する療養介護

カ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する療養通所介護

※運営実績については横浜市外での運営実績も対象としますが、複数事業所の運営実績は通算しません。

## (2) 対象経費

事業所が事業を行う上で、児童の送迎に使用する目的で導入した、以下の購入費等が対象です。

①福祉車両本体の購入費

②福祉車両への改造費

(福祉車両本体及び改造費本体のみ対象となり、消費税、諸費用、付属品は対象外となります。)

※ 他の公的助成金を受ける場合は、本補助金の対象外となりますのでご注意ください。

※ 購入前の事前申請が必要です。 補助金交付申請書の提出前にかかった購入費等については補助対象となりませんのでご注意ください。

## (3) 補助金額

車両1台あたりの補助上限額は以下の通りとなります。

事業所所在地	補助割合	補助上限額
重点対象地域 (鶴見区、神奈川区、金沢区、戸塚区、栄区)	2/3	100万円
上記以外	1/2	75万円

※一事業所あたり本補助金の交付を受けられる回数は1回限りです。

※1回の申請あたり車両1台を上限とします。

※本市予算の範囲内において市長が決定する額となります。

※1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

## (4) その他注意事項

- ・補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理等する必要があります。
- ・財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、4年となります。4年以内に事業廃止や車両の譲渡をした場合、原則、補助金の返還となります。

## 2 申請方法等

申請書類一式を、郵送にて、次の期限までに御提出ください。

提出期限 令和3年3月8日(月)17時必着(厳守)

送付先 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 13階  
横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

- ・予算が上限に達した場合は提出期限前でも終了します。
- ・郵送される場合、封筒表面に「重心放デイ補助金申請書在中」と記載してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力をお願いします。

### 3 申請からお支払いまでの流れ

締切等	概要	備考
～3月8日（月）	①補助金交付申請書を提出 ※	各事業所→横浜市
～3月18日（木）頃	②補助金交付決定通知または不交付通知を送付	横浜市→各事業所
～3月31日（水）	事業完了（車両を購入・支払い・納品）	各事業所
～3月31日（水）	③補助金実績報告書を提出	各事業所→横浜市
③補助金実績報告書を受領・審査後	④補助金額確定通知を送付	横浜市→各事業所
④補助金額確定通知を受領後	⑤補助金請求書を提出	各事業所→横浜市
⑤補助金請求書を受領・審査後	補助金をお支払い	横浜市→各事業所

※予算が上限に達した場合は終了します。

※①補助金交付申請書の提出前にかかった購入費等については補助対象となりません。

※3月31日までに事業完了しなかった場合、補助金の対象となりません。

※詳細は、横浜市「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」福祉車両導入補助金交付要綱をご確認ください。

<担当>

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274 F A X 045-663-2304